

兵庫県後期高齢者医療広域連合財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月1日

兵庫県後期高齢者医療広域連合長 谷 口 芳 紀

兵庫県後期高齢者医療広域連合規則第2号

兵庫県後期高齢者医療広域連合財務規則の一部を改正する規則

兵庫県後期高齢者医療広域連合財務規則（平成19年兵庫県後期高齢者医療広域連合規則第13号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第173条の2」を「第173条の3」に改める。

第71条中「第167条の8第3項」を「第167条の8第4項」に改める。

第81条第2項中「検査・確認申請書を検査員に提出して」を「検査員にその旨の通知を行い、」に改める。

第82条第1項中「申請書の提出」を「通知」に改める。

第82条第2項中「検査を行うときは、」の次に「契約書、仕様書、設計書、納品書、履行届その他の関係書類に基づき、必要に応じて」を加える。

第82条第5項中「物品の買入れで契約金額が10万円以下である場合には、これを省略する」を「次に掲げる契約については、検査員は、請求書等の表面余白に契約履行確認の旨並びにその年月日及び氏名を記載し、押印することをもって検査調書の作成に代える」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 第78条第3項の規定により契約書の作成を省略した契約
- (2) 電気、ガス又は水の供給を受ける契約
- (3) 電気通信役務の提供を受ける契約
- (4) 前各号に掲げる契約のほか、二月以上の期間にわたり、物品を買入れ若しくは借入れ、役務の提供を受け、又は不動産を借り入れる契約で、単価又は一月当たりの対価の額が定められているもの

第103条中「、第125条」を削る。

第104条中「25日」を「15日」に改める。

第110条中「第243条の2第1項」を「第243条の2の2第1項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。